

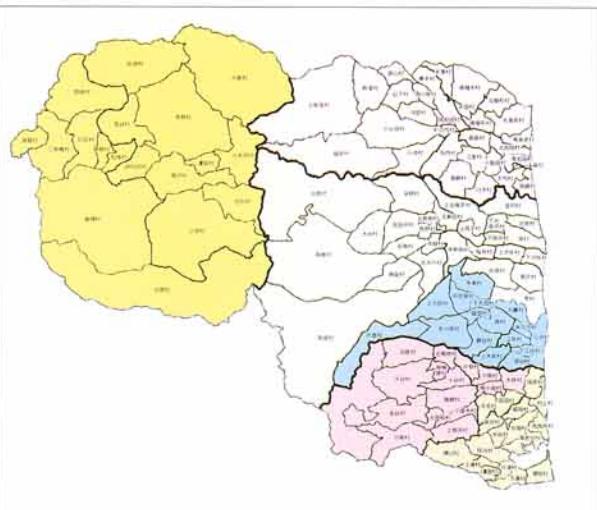
関連単元名

明治の新しい世の中

展示コーナー

F 近代化のあゆみ

資料名

町村制実施の行政区分
明治28年頃の原ノ町

明治5年 廃藩置県後の行政区分



明治22年 町村制実施の行政区分

地券

地券は明治政府が発行した土地所有の権利証である。登記制がとられるまでは、地券が土地所有の証明であり、租税賦課の基となった。



◀明治28年頃の原ノ町の図

郡町村の成立

明治4年（1871）7月廃藩置県が実施される。中村藩は中村県となり、旧藩主相馬誠胤は東京に移住する。同年11月2日中村県は平県に合併。28日には磐前県と改称した。

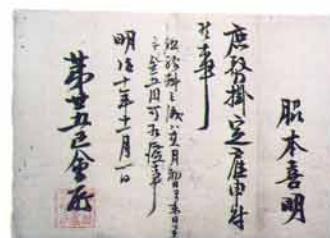
明治5年（1872）3月、郡町村をそれぞれ大区・小区に分けて、大区に区長、小区に区戸長を置き、陣屋・肝入りを廃止した。磐前県の行方・宇多郡は第三大区となり、行方郡は7つの小区に分けられ、区会所は南新田に置かれた。

明治9年（1876）福島・磐前・若松県を合併し、福島県となり、区制・郡町村制が実施された。

行方郡 第25区（区会所・原町）

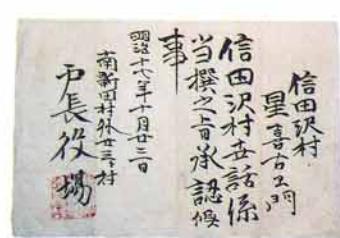
宇多郡 第26区（区会所・中村）

柏葉郡・標葉郡 第24区（区会所・広野、長塚）



庶務係の任命状

明治10年 脇本善明氏蔵



世話係の任命状

明治17年（1884）星孝悦氏蔵



廣瀬直子氏蔵